

諸外国における情報通信分野の 事業者間紛争処理制度等について

令和 8 年 8 月 1 9 日
電気通信紛争処理委員会事務局

調査の概要

調査目的

令和8年5月に施行された電気通信事業法及び日本電信電話株式会社等に関する法律の一部を改正する法律（令和7年法律第46号）において、インフラシェアリングにおける事業者間紛争の処理が当委員会の所掌に追加されることとなった。

今後の当委員会の紛争事案への対応の参考とするため、諸外国の紛争処理機関の概要を整理した上で、インフラシェアリングの動向及び紛争事案への対応状況を中心に調査を行った。

調査手法

文献調査及びヒアリング又はアンケート

調査対象国

米国、英国、仏国及び韓国

調査内容

1. 調査対象国の紛争処理機関・体制
2. 調査対象国のインフラシェアリングの動向及び関係する紛争事案

1 諸外国の電気通信事業者間の紛争処理制度 一覧

国	米 国	英 国	フランス	韓国
紛争処理機関	□ 州際・国際：連邦通信委員会（Federal Communications Commission：FCC）市場紛争解決部（Market Disputes Resolution Division：MDRD） （州内通信については、州公益事業委員会（Public Utilities Commission：PUC））	□ 情報通信庁（Office of Communications：Ofcom） （事業者の業界間調整・仲裁はOTA2）	□ 電子通信・郵便規制機関（Regulatory Authority for Electronic Communications, Postal Affairs and Press Distribution：ARCEP）	□ メディア通信委員会（Korea Media and Communications Commission：KMCC）
設立・法的根拠	□ 設立：1934年 1934年通信法に基づく独立規制機関	□ 設立：2003年 2003年コミュニケーション法に基づく独立規制機関	□ 設立：1997年 郵便・電子通信法	□ 設立：2025年 KMCC設立・運用法（大統領権限に基づく）
紛争処理手続	□ あっせん □ 裁定	□ あっせん □ 仲裁 □ 裁定	□ 裁定	□ あっせん □ 裁定
扱われている紛争事案	□ 電気通信事業者に対する違反申立て □ 電柱の取付けに関する紛争 □ その他 （紛争処理件数） 2021年 7件 2022年 4件 2023年 2件 2024年 1件	□ 通信ネットワークにアクセスする権利 □ 周波数管理 （紛争処理件数） 2021年 0件 2022年 6件 2023年 19件 2024年 21件 （2023年以降は、調査・監督等の紛争処理以外の件数も含まれる。）	□ 相互接続に関する紛争 □ 施設共有に関する紛争 等 （紛争処理件数） 2021年 1件 2022年 2件 2023年 3件 2024年 9件	□ 相互接続に関する紛争 □ 卸電気通信役務に関する紛争 等 （紛争処理件数） 非公表
職員数・予算	□ 職員数：2022年度に1,433人 □ 予算：2026年度に416.1百万ドル（約645億円。1ドル＝155円で換算）	□ 職員数：2024年度に1,608人 □ 予算：2024年度に213.5百万ユーロ（約384億円。1ユーロ＝180円で換算）	□ 職員数：2023年に185人 □ 予算：2023年に運用費が558万ユーロ（約10億円）、人件費が1,662万ユーロ（約30億円）	□ 職員数：2025年に234人 □ 予算：2025年に2,423億ウォン（約267億円。1ウォン＝0.11円で換算）

※「あっせん」には紛争処理機関が紛争の当事者に歩み寄りを促す「調停」を含む。
資料：「『諸外国における情報通信分野の事業者間紛争処理に関する調査研究』の概要について」（電気通信紛争処理委員会／2015年）、「諸外国における情報通信分野の事業者間紛争処理制度等」（電気通信紛争処理委員会／2019年）、「諸外国における情報通信分野の事業者間紛争処理に関する調査研究」（KPMGコンサルティング／2026年）より作成

1 – 1 米国の紛争処理制度

(1) 紛争処理機関の概要

- 米国の紛争処理機関としては、**連邦レベルではFCC**がある。

□ FCCの市場紛争解決部（Market Disputes Resolution Division：MDRD）が紛争処理を担当し、次の3つの種類の紛争を担当している。

✓ 電気通信事業者に対する違反申立て

✓ 電柱の取付けに関する紛争

✓ その他
- 米国の紛争処理機関としては、**州レベルではPUC**があり、全州のPUCを全米公益事業規制委員協会（National Association of Regulatory Utility Commissioners：**NARUC**）が取りまとめている。

□ 近年のNARUCでは、**低価格な高速ブロードバンドへのアクセスの確保**や**地方の通信ネットワークの整備**等を重視しており、各州PUCにおいても、関連する案件の決議、紛争処理等が重視されている。

【FCCの概要】

設 立	□ 1934年
法的根拠	□ 1934年通信法に基づく独立規制機関
役 割	□ 次の情報通信分野の規制・監督を行う ✓ ラジオ ✓ テレビ ✓ 電話 ✓ 衛星 ✓ ケーブル ✓ インターネット
機 能	□ 競争とイノベーションの促進 □ 周波数管理 □ メディアとの関係構築 □ ライセンスの登録・発行 □ 紛争処理（あっせん・裁定）
職員数・予算	□ 職員数：2022年度に1,433人 □ 予算：2026年度に416.1百万ドル（約645億円。1ドル＝155円で換算）

資料：FCCホームページ・FCCへのアンケート調査より作成

【近年のNARUCの主な決議】

時 期	決議の主な内容
2024年 2月28日	□ 自動音声によるロボコーリングの停止と電話番号のリソースの効率化等
2023年 7月19日	□ 低価格な高速ブロードバンドへのアクセスを確保する恒久的な財源の確保 □ デジタルコネクティビティとライフラインとしての電話に関する意識啓発週間の開始 □ 通信機器の使用における安全保障面のリスクの認識
2023年 2月15日	□ ブロードバンドのオークションに伴う地方の通信ネットワークの整備 □ FCCの周波数オークションの推進
2022年 7月20日	□ 低価格な高速ブロードバンドやデータベースへのアクセスの確保
2022年 2月16日	□ 地方の通信ネットワークの整備によるデジタルデバイドの解消

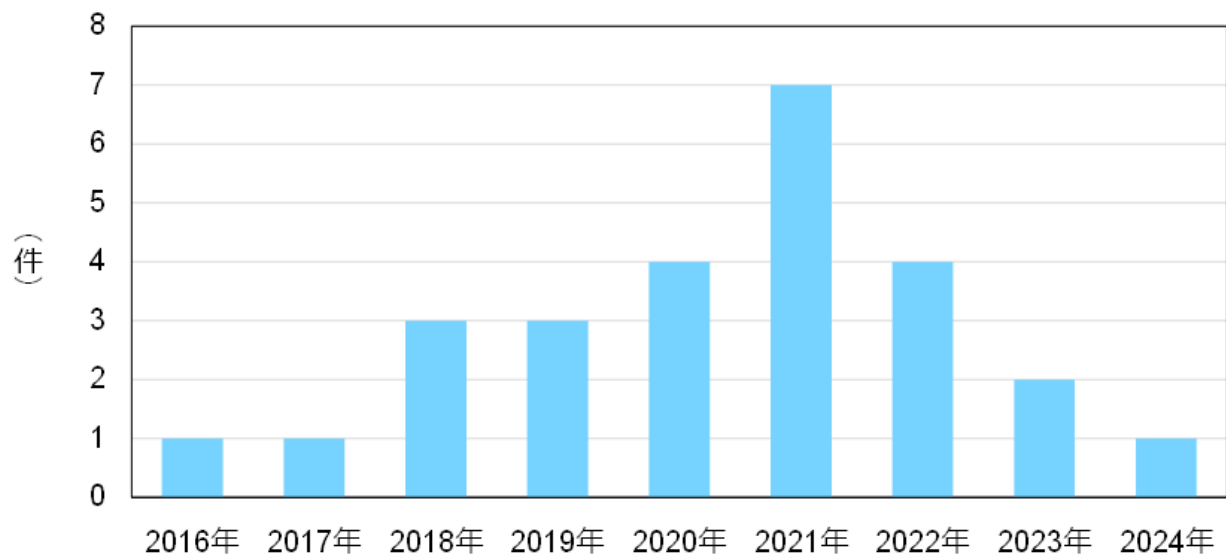
資料：NARUCホームページより作成

1 - 1 米国の紛争処理制度

(2) 紛争処理機関が扱った紛争件数等 (1/2)

- FCCのMDRDが処理をした紛争事案は、FCCのホームページによると、2016～2024年において**26件**となっている。
 - 電柱の取付けに関する紛争：14件
 - ✓ 電気通信事業者と電力会社の間における電柱の使用料金や電柱への通信設備の取付料金に関するものが多い。
 - ✓ BellSouth Telecommunications, LLCとFlorida Power & Light Companyなど一部の事業者に集中している。
 - 電気通信事業者に対する違反申立て：9件
 - その他：3件

【米国のFCCのMDRDが処理する事業者間の紛争事案件数の推移】



資料：FCCホームページ（<https://www.fcc.gov/enforcement/adjudicatory-areas/intercarrier-compensation>）より作成

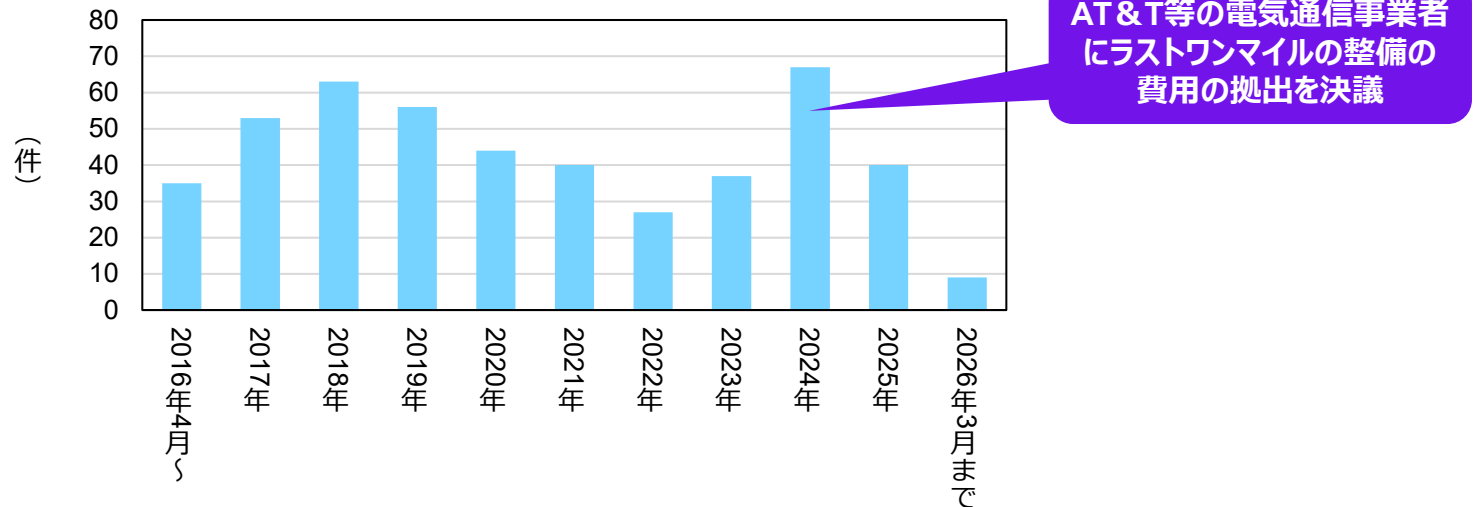
1-1 米国の紛争処理制度

(1) 紛争処理機関が扱った紛争件数等 (2/2)

■ PUC (例：カリフォルニア州)

- カリフォルニア州のPUCでは、2016年4月～2026年3月で471件となっている。カリフォルニア州のPUCの処理は2024年に67件と最も多くなっており、これは通信ネットワークのラストワンマイル整備に関する決議等が多かったためである。
- なお、カリフォルニア州のPUCの通信ネットワークのラストワンマイル整備に関する決議では、カリフォルニア州がラストワンマイルの整備のために電気通信事業者に費用の拠出を決めている。

【カリフォルニア州のPUCの処理件数の推移 (2016年4月～2026年3月)】



資料：カリフォルニア州のPUCホームページ (<https://docs.cpuc.ca.gov/ResolutionSearchForm.aspx>) より作成

(注：件数はCPUCのResolution Searchに掲載された通信関係案件を基に集計したものであり、紛争処理案件に限られない。
料金、補助金、通信インフラ整備、事業者負担等に関する決議案件を含む。)

1 – 2 英国の紛争処理制度

(1) 紛争処理機関の概要

- 英国の紛争処理機関としてはOfcomがあり、情報通信分野の規制・監督を行うほか、紛争処理を行う。

【英国のOfcomの概要】

設 立	□ 2002年
法的根拠	□ 2003年コミュニケーション法に基づく独立規制機関
役 割	□ 次の情報通信分野の規制・監督を行う: ✓ ラジオ ✓ テレビ ✓ 固定・携帯の電気通信サービス ✓ インターネット ✓ 郵便 ✓ 周波数
機 能	□ ユーザーと住民の保護 □ 競争の促進と価格の監視 □ コンプライアンスの順守と仲介・あっせん
職員数・予算	□ 職員数：2024年度に1,608人 □ 予算：2024年度に213.5百万ユーロ（約384億円。1ユーロ＝180円で換算）

資料：Ofcomホームページより作成

■ OTA2（Office of Telecom Adjudicator 2）

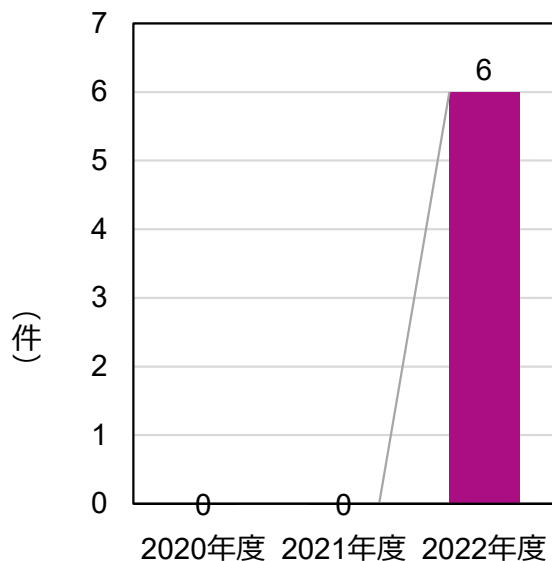
- 英国のOTA2は、電気通信事業者やOfcomなど関連する公共部門の担当者が参加している団体であり、多くのステイクホルダーを巻き込んで電気通信サービスの向上を目指している。なお、英国のOTA2は紛争事案を取り扱っているものの、その取り扱う紛争事案をホームページでは公開していない。

1 - 2 英国の紛争処理制度

(2) 紛争処理機関が扱った紛争件数等

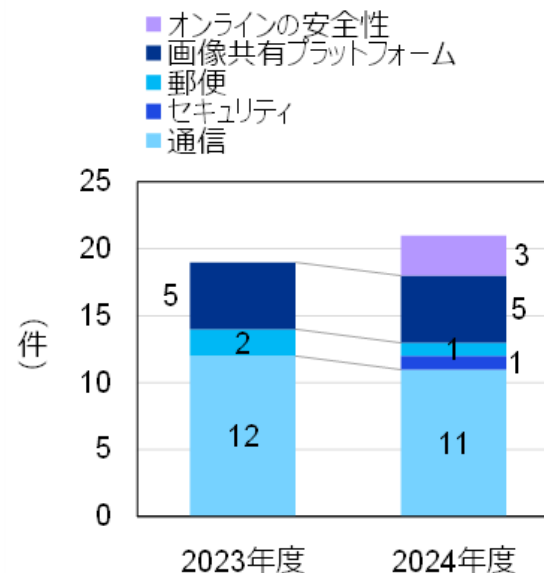
- 英国のOfcomが処理した紛争事案の件数（2022年度まで）
 - 2020～2021年度は0件であるが、**2022年度は6件**に増えている。
- 英国のOfcomが監査した件数（紛争事案の処理を含む。2023年度～）
 - 2023年度は19件であるが、**2024年度は21件**に増えている。
 - 分野別では、「通信」が最も多く、次いで「画像共有プラットフォーム」の順となっている。

【英国のOfcomが処理した紛争事案の件数の推移】



資料：Ofcomのアンニュアルレポートより作成

【英国のOfcomの監査件数の推移】



(注：2023年度以降はアンニュアルレポートの集計方法が変更され、調査・監督等の紛争処理以外の件数も含まれる。)

1 – 3 フランスの紛争処理制度

(1) 紛争処理機関の概要

- フランスの紛争処理機関としては、**ARCEP**があり、その役割は情報通信分野の技術進歩に併せて、次のとおり拡大している中で、電気通信分野の規制・監督や紛争処理を行う。
 - 2005年に郵便が追加
 - 2016年のデジタルリパブリック法（Digital Republic Act）に基づいてデータを平等に取り扱うネットワーク中立性の確保
 - 2018年のエラン法（Elan Act）と2019年の印刷メディアの近代化法（Law on Modernising Print Media Distribution）に基づいて地方のデジタル環境の整備

【フランスのARCEPの概要】

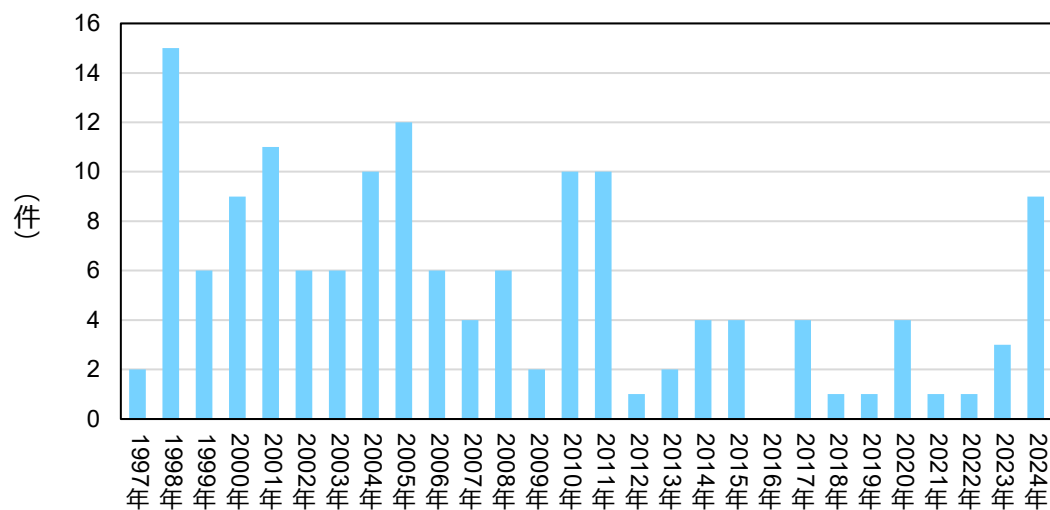
設 立	□ 1997年
法的根拠	□ 郵便・電子通信法
役 割	□ 次の情報通信分野について、規制・監督を行う: ✓ 電気通信 ✓ 郵便 ✓ 新聞
機 能	□ 競争の促進 □ ユーザー保護 □ 周波数管理 □ 政策の提案と分析 □ 紛争処理（裁定）
職員数・予算	□ 職員数：2023年に185人 □ 予算：2023年に運用費が558万ユーロ（約10億円）、人件費が1,662万ユーロ（約30億円）

1-3 フランスの紛争処理制度

(2) 紛争処理機関が扱った紛争件数等

- フランスのARCEPが処理をした紛争案件は、**1997年～2000年代前半にかけて多く、2012年以降少なくなっている**。これは日本と同様に、フランスにおいても紛争事案の処理が積み重なり、解決方法が普及して紛争が未然に防止されていること等が背景にあると考えられる。
- しかし、フランスのARCEPが処理する紛争案件は**2024年に増えており、これはValocîmeに関する紛争事案が5件となるなど一部の事業者に関する紛争の増加**が原因となっている。

【フランスのARCEPが処理した紛争事案の件数の推移】



資料：ARCEPのホームページ（<https://www.arcep.fr/la-regulation/les-reglements-de-differends-devant-larcep-art-l-36-8-et-les-recours-devant-la-cour-dappel-et-la-cour-de-cassation.html>）より作成

1-4 韓国の紛争処理制度

●紛争処理機関の概要

- 韓国の紛争処理機関としては、2008年に設立された韓国放送通信委員会（Korea Communications Commission : **KCC**）に代わり、2025年からは**KMCC**が情報通信分野の紛争処理を行う。

【韓国のKMCCの概要】

設 立	□ 2025年
法的根拠	□ KMCC設立・運用法（大統領権限に基づく）
役 割	□ 次の情報通信分野について、規制・監督を行う: ✓ 放送 ✓ 電気通信 ✓ 周波数 ✓ 新メディア ✓ インターネット ✓ サブスクリプションで利用するメディア
機 能	□ 計画策定・規制 □ ユーザー保護 □ コンテンツや広告の規制 □ 仲介・あっせん、裁定
職員数・予算	□ 職員数：2025年に234人 □ 予算：2025年に2,423億ウォン（約267億円。1ウォン＝0.11円で換算）

資料：KMCCへのアンケート調査・「KCC Official Arrested for Attacking TV Chosun」（TBR Newsletter／2023年）より作成

2-1 米国

□ インフラシェアリングの動向

- 米国のインフラシェアリングは、1996年通信法（Telecommunications Act of 1996）に基づいて、制度整備がなされている。

【第251項】

- 電気通信事業者は電柱や導管、特定の場所に整備する権利に競争する事業者が適切にアクセスできるようにする義務がある。
- 地域の電気通信事業者は設備や機器を求める事業者に提供する義務がある。

インフラシェアリングに関する
法制度の基盤

- 米国のインフラシェアリング市場では、インフラシェアリング事業者によるパッシブ共有が普及しており、市場規模は5Gの整備等に伴って2030年には89.9億ドル（約1.4兆円）と2025年から22.6%増加する見込みである。

【米国の主なインフラシェアリング事業者】

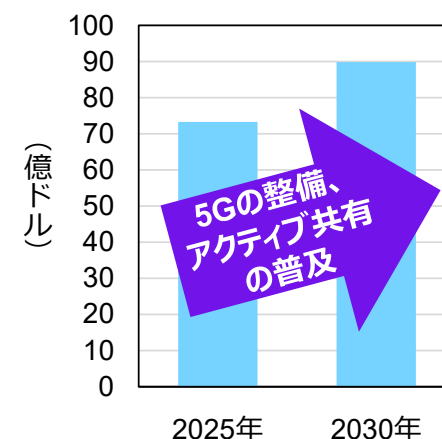
- 米国の電気通信事業者は次の主なインフラシェアリング事業者から鉄塔等をリースしている。
 - ✓ American Tower（アメリカンタワー）
 - ✓ Crown Castle（クラウンキャッスル）
 - ✓ SBA Communications（SBAコミュニケーションズ）等

【米国のインフラシェアリングの形態】

- **現在はパッシブ共有が主流**であるが、**今後は5Gの高い密度な通信ネットワークの整備に伴い、コスト削減効果の大きいアクティブ共有の普及が見込まれる。**

- ✓ パッシブ共有：鉄塔や基地局の設置スペース等の物理的な設備を共有
- ✓ アクティブ共有：基地局やアンテナ、周波数など通信インフラを共有

【米国のインフラシェアリングの市場規模の予測】



資料：「Maximizing Shared Towers: Benefits and Cost-Cutting Strategies for Telecom Operators」
（TELECOM Review／2024年）より作成

資料：「United States Telecom Tower Market」
（Mordor Intelligence）より作成

2-1 米国

ロ インフラシェアリングに関する主な紛争事案（1/2）

紛争の種類	紛争の内容
電気通信事業者とインフラシェアリング事業者との鉄塔等の設備の維持管理に必要なスペースに関する紛争	□ インフラシェアリング事業者であるクラウンキャッスルは、電気通信事業者であるDish Wireless（ディッシュ）に鉄塔等をリースしている。ディッシュは鉄塔等の設備の維持管理のために、年に1回、リースしている土地以外のスペースから作業を行っており、2022年にクラウンキャッスルはディッシュに追加の料金を支払うよう、訴訟を起こした。 □ 2024年にデンバー州の裁判所は、ディッシュを支持し、追加の料金の支払いは不要とした。 クラウンキャッスル 鉄塔等のリース ディッシュ ディッシュはリースしていないスペースから維持管路の作業を年1回実施しているとし、追加の料金を支払うよう要求 裁判所は追加の料金の支払いは不要と判断

資料：「Won a Jury Verdict for Dish Wireless in a 9-Figure Contract Dispute」（WheelerTriggO'Donell LLP）より作成

2-1 米国

ロ インフラシェアリングに関する主な紛争事案（2/2）

紛争の種類	紛争の内容
インフラシェアリング事業者と土地の所有者等との鉄塔の頂上部の賃料に関する紛争	❑ Norfolk Southern Railway Company（ノーフォーク鉄道）は鉄塔等を有しており、2007年にインフラシェアリング事業者であるCity Switch（シティスイッチ）にリースし、シティスイッチは鉄塔の頂上部による収入の91%を賃料としてノーフォーク鉄道に支払っていた ❑ 2020年にノーフォーク鉄道の鉄塔をGlobal Tower LLC（グローバルタワー）にリースすることになったが、グローバルタワーはシティスイッチの契約を引き継いでいないとし、鉄塔の頂上部の賃料をノーフォーク鉄道に支払わなかった。このため、ノーフォーク鉄道はグローバルタワーに鉄塔の頂上部の賃料を支払うよう、訴訟を起こした ❑ 2022年にインディアナ州裁判所は、グローバルタワーはシティスイッチの契約を引き継いでいないと判断し、グローバルタワーを支持して鉄塔の頂上部の賃料は支払い不要とした <pre>graph LR; NSR[ノーフォーク鉄道] -- "鉄塔等のリース" --> CS[シティスイッチ]; CS -- "鉄塔の頂上部の賃料" --> NSR; CS -- "契約切り替え" --> GT[グローバルタワー]; NSR -.-> 虚線" GT; GT -- "鉄塔等のリース" --> GT; Court[裁判所はグローバルタワーが契約を引き継いでいないとして支持];</pre>

資料：「Norfolk Southern Railway Company v. Global Tower LLC (2022)」(FindLaw／2022年)、「Indiana court nixes Norfolk Southern’s claim that it was due profit sharing revenues from towerco」(Wireless Estimator／2022年)より作成

2-2 英国

□ インフラシェアリングの動向

- 英国政府は2030年までに官民が連携して5Gの整備に取り組んでおり、**電気通信事業者はコスト削減を進めるため、インフラシェアリングを推進**している。5Gは高い密度の通信ネットワークの整備が必要であり、**今後もコスト削減効果の大きい都市部でのインフラシェアリングが進むと見込まれる。**

- 英国政府はSRN※に引き続き、住民が居住する全ての地域に5Gサービスの提供を目指し、2022～2035年にかけて370億ポンド（約7.4兆円）を投資する予定である。

- ✓ 合併したVodafoneとThreeは、2034年までに110億ポンド（約2.2兆円）を投資し、99%の住民が5Gの電気通信サービスを利用できる環境の整備を目指す。
- ✓ EEは2028年までに全ての地域で電気通信サービスが利用可能を目指し、O2はモバイルブロードバンドの整備に7億ポンド（約140億円）の投資を行う予定である。

官民連携で5Gを整備
→ 今後は都市部でインフラシェアリングが進む

※Shared Rural Network（英国政府と携帯電話事業者が共同で進める地方部の携帯電話・4G通信エリアを拡大するための国家プロジェクト）

資料：「UK Infrastructure: A 10 Year Strategy」（HM Treasury／2025年10月）より作成

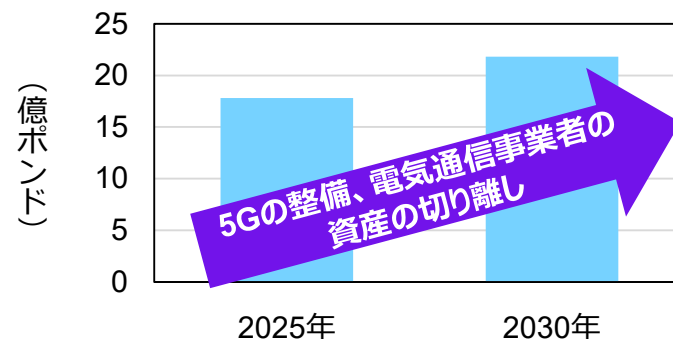
- 英国のインフラシェアリングは、5Gの整備や電気通信事業者の資産の切り離し等によって促進され、**市場規模は2030年には21.8億ポンド（約4,360億円）と2025年から22.5%増加する見込み**である。

【英国の主なインフラシェアリング事業者】

- インフラシェアリング事業者は、電気通信事業者の資産の切り離しによって事業を拡大

- ✓ Cellnex
- ✓ Helios Towers 等

【英国のインフラシェアリングの市場規模の予測】



資料：「United Kingdom Telecom Tower Market」（Mordor Intelligence）より作成

資料：「Cellnex wins rooftop telecom rights at Croydon Crown Court: key tribunal decision explained」(Lexology/2025年9月)より作成

2-3 フランス

□ インフラシェアリングの動向

- フランスのインフラシェアリングでは、ARCEPはインフラシェアリング事業者の競争性の確保等の視点からインフラシェアリング事業者に**指導・命令**する権限を有する。ARCEPでは携帯電話ネットワークのインフラシェアリングのパターンとして、次の**3つ**の類型に整理している。

【ARCEPによるインフラシェアリングの3つのパターン】

✓ **パッシブ共有**

- 複数の電気通信事業者が鉄塔等のパッシブ型のインフラを共有し、各社はアンテナ等のアクティブ型のインフラを設置し、帯域もそれぞれ運用する。

✓ **アンテナ共有**

- 複数の電気通信事業者がパッシブ型のインフラのほか、アンテナ本体も共有して運用する。

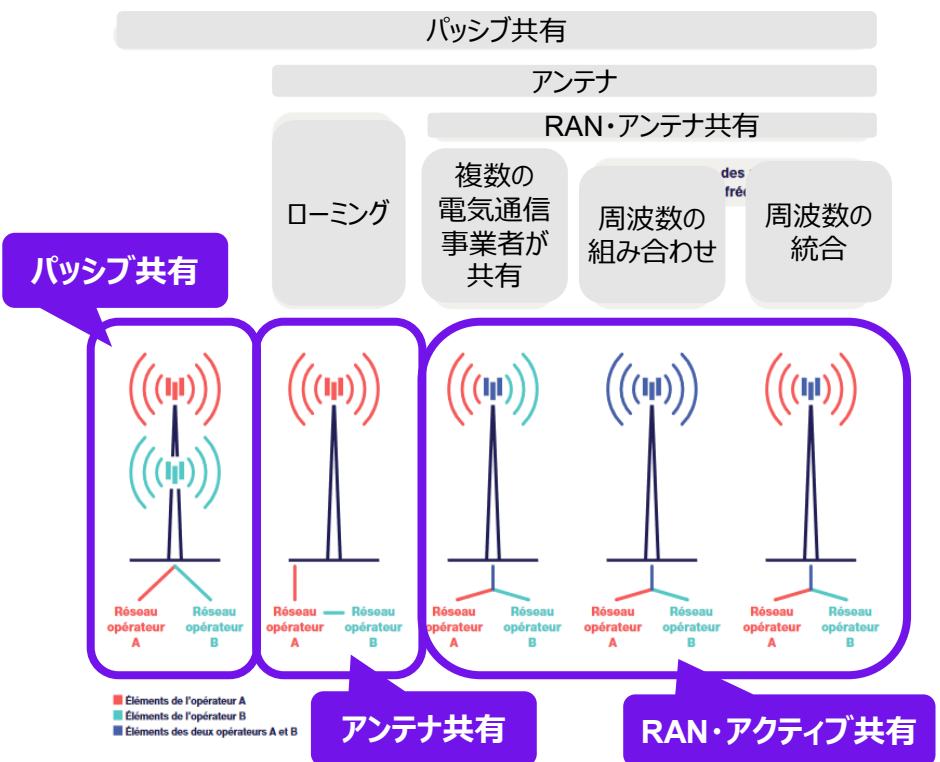
✓ **RAN※・アクティブ共有**

- 複数の電気通信事業者がアンテナや基地局制御装置、バックホールなどを共有し、費用を大幅に削減することが可能。

※ 無線アクセス網（RAN:Radio Access Network）

フランスのインフラシェアリングでは、ARCEPが指導・命令する権限を有する。ARCEPはインフラシェアリングを3つのパターンを整理している。

【インフラシェアリングの3つのパターンのイメージ】



資料： <https://www.arcep.fr/la-regulation/grands-dossiers-reseaux-mobiles/le-partage-de-reseaux-mobiles.html>より作成

2-3 フランス

ロ インフラシェアリングに関する主な紛争事案

紛争の種類	紛争の内容
インフラシェアリング事業者と土地の所有者等で土地の取得に関する紛争	通信ネットワークの遮断が発生 Valocîme 土地の取得 鉄塔等の安価での取得 安価での販売の圧力 制限は違憲の恐れ 土地の所有者等 リース インフラシェアリング事業者 - Valocîmeは、インフラシェアリングに使用する鉄塔等の土地を取得し、インフラシェアリング事業者から鉄塔等を建設費など安価での販売の圧力をかけ、電気通信事業者にリースしている - Valocîmeは約250件の訴訟を受けており、2024年に10か所の鉄塔等で通信ネットワークが遮断する問題が発生 - フランス政府はインフラシェアリング事業者による土地の取得を制限する認証制度を導入しようとしたが、裁判所は財産権と競争を阻害する永続リースを招き、違憲の恐れがあると判断

2-4 韓国

□ インフラシェアリングの動向

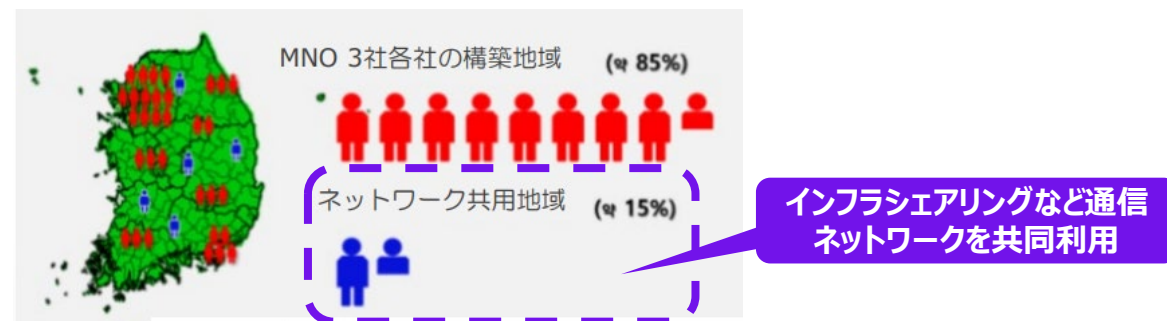
- 韓国では2021年にMSIT※と電気通信事業者の3社と連携し、2024年までに郊外に5Gを整備する「ルーラル5G共同利用計画」を打ち出して、**郊外でのインフラシェアリングなど通信ネットワークの共同利用を推進**しており、5Gの整備に併せて都市部・郊外でインフラシェアリングが進んでいる。

※Ministry of Science and ICT（科学技術情報通信部）韓国の情報通信分野政策所掌省庁

【ルーラル5G共同利用計画】

- 韓国で人口の15%が居住する人口密度が低く、通信量が少ない131の地域を取り上げ、2021年からSK Telecom・KT・LG Uplusの電気通信事業者の3社が地域の分担し、15%に当たる20地域程度ではインフラシェアリングなど通信ネットワークを共同利用して5Gを整備している。2024年には韓国の131の地域で5Gの整備が完了している。

【ルーラル5G共同利用計画の実施内容】



資料：「海外主要市場の5G整備状況」（マルチメディア振興センター／2024年）より作成

【インフラシェアリングの市場動向】

- 韓国では5Gの全国的な整備がほぼ完了しているが、スマートシティやモノのインターネット（Internet of Things : IoT）など高速・低遅延な通信ネットワークの需要が高まっており、SK Telecom・KT・LG Uplusによる**インフラシェアリングの市場は2025年も拡大**している。

資料：「South Korea Telecom Market Report- Q1 2025」（ReportKinker／2025年4月）より作成